## 「電気事業法第106条第3項の規定による報告徴収」受領について

当社は、本日、経済産業省資源エネルギー庁より、「電気事業法第106条第3項の規定に基づく報告徴収」を受領いたしました。

このたび、電気事業法第2条の6第1項に基づき小売電気事業の登録内容を変更しようとする際に実施することが定められている小売電気事業変更登録申請の遅延により、関係する皆さまにご迷惑・ご心配をおかけしたことに対し、深くお詫び申し上げます。

今後、報告徴収に速やかに対処するとともに、再発防止に全力を尽くしてまいります。

以上